

を構築し公開する。

また、患者からの医療の安全管理及び安全対策等についての質問等があれば積極的に情報を開示する。

7. 患者からの相談への対応に関する基本方針

患者・家族からの相談に適切に応じる体制を確保するために、総合相談室に相談窓口を設置し、安全管理体制の確保について、関係部署に改善等の指導をする。

8. その他医療安全の推進のために必要な基本方針

各部署にリスクマネージャーを配置し、医療安全管理委員会で決定した医療安全に係る事項を所属員へ周知させる。また、安全情報としてセイフティ・トピックスの発行並びに各種ガイドラインの策定を行い教職員に周知する。

⑥ 医療に係る安全管理のための委員会の開催状況

年12回

・ 活動の主な内容：

1. 委員構成（委員：26名、事務局：2名）

医療安全管理委員長、専任医療安全管理者、医師：14名（内科学系・外科学系・専門診療学系）、看護部：3名、薬剤部（医薬品安全管理責任者）、診療技術部（医療機器安全管理責任者）、院内感染対策室（専任院内感染対策責任者）、医療機器管理科：1名、事務：3名（医療監査部、総務課、診療情報管理課）、事務局：2名

2. 医療安全管理委員会の開催状況

平成19年4月16日、平成19年5月7日、平成19年6月11日、平成19年7月9日、平成19年8月13日、平成19年9月10日、平成19年10月9日、平成19年11月12日、平成19年12月10日、平成20年1月11日、平成20年2月12日、平成20年3月10日

3. 主な内容

- (1) 提出されたインシデント/アクシデントレポートの検討
- (2) 医療に係る医療安全の諸規程の整備
- (3) 重大な問題が発生した事象に対する事故調査委員会の設置
- (4) 重要な対策が必要な事象に対する「RCA（根本原因分析）検討会」の実施
- (5) 医療安全・感染防止セミナーの企画、実施及びセイフティ・トピックスの発行
- (6) 医療安全対策チーム設置の検討
- (7) 東海大学医学部付属病院群への医療安全に関する周知事項の審議
- (8) リスクマネージャー会で検討する事項の審議及びリスクマネージャー会の実施
- (9) 医療安全対策マニュアル及び医療安全基本マニュアル（携帯版）の策定
- (10) 医療安全月間の企画
- (11) 医薬品の安全管理体制及び医療機器の保守点検・安全使用に関する体制の確保について医薬品関連分科会並びに医療機器関連分科会で策定した事項を協議する
- (12) 院内感染防止対策委員会で策定される院内感染対策の体制の確保について連携する
- (13) 厚生労働省への提出事象の分類
- (14) 厚生労働省への医療機器に関する提言事象の抽出
- (15) 前各号に掲げたもののほか委員長が必要と認めた事項

⑦ 医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況

年10回

・ 研修の主な内容：

1. 第1回医療安全・感染防止セミナー（医療安全の日セミナー）：平成19年4月9日
「北里大学病院の医療安全について」
2. 第2回医療安全・感染防止セミナー：平成19年5月9日
「手術時手洗いと手洗いの今後」「院内感染サーベイランスの意義と今後の動向」
3. 第3回医療安全・感染防止セミナー：平成19年6月5日
「保険請求に伴う診療録記載の留意点」「診療録の記載方法」「カルテ監査からの報告」「CVインストラクター制度」
4. 第4回医療安全・感染防止セミナー：平成19年7月4日
「医療安全に関するeラーニングの受講結果」「医療法改正と感染対策」「褥瘡回診ご存知ですか」「栄養サポートチームと褥瘡」

5. 第5回医療安全・感染防止セミナー：平成19年9月4日
「TDMの現状」「医療機器関連分科会について」「ジャクソンリースの危険性について」「胸腔ドレーン管理の基本・原理について」
6. 第6回医療安全・感染防止セミナー：平成19年10月3日
「速乾性手指消毒剤と手荒れについて」「CVインストラクター制度の概要」「DESIGNとは」「薬剤師からみた軟膏の使い方」
7. 第7回医療安全・感染防止セミナー：平成19年11月6日
「HIVの針刺し！その時どうするか？」「医薬品関連分科会について」「医原性腓骨神経麻痺にご注意」「気管切開の注意点」
8. 第8回医療安全・感染防止セミナー：平成20年1月9日
「10/31のシステムダウンについて」「立入検査報告について」「インフルエンザ対策について」
9. 第9回医療安全・感染防止セミナー：平成20年2月5日
「患者家族に対する手指衛生指導について」「インジケントアクションと医療安全対策」「レトゲンによるNGチューブとガーゼの確認」「人工呼吸管理の基本的考え方」
10. 第10回医療安全・感染防止セミナー（看護部合同報告）：平成20年3月4日
「医療機器、転倒転落、チューブ、クニカパス、内服、検査/患者誤認防止、注射」「創感染、呼吸器関連、尿路感染、MRSAサーベランス、血液感染、環境調査、環境教育システム、医材」

⑧医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の状況

- ・ 医療機関内における事故報告等の整備 (有) ・ 無)
- ・ その他の改善のための方策の主な内容：
 1. 各年度のレポート報告提出枚数
 - 1)平成11年度：2,892枚 2)平成12年度：5,534枚 3)平成13年度：5,132枚
 - 4)平成14年度：5,179枚 5)平成15年度：5,634枚 6)平成16年度：5,517枚
 - 7)平成17年度：5,398枚 8)平成18年度：5,416枚 9)平成19年度：5,685枚
 2. 発生した事故等の医療安全管理委員会への報告
インジケントアクションレポート取り扱い基準（障害度・影響度）に則り、月別一覧表を作成し、特に検討等が必要な事象を（医療監査部長・次長、専任医療安全管理者）が抽出して、レポート検討会に諮る。
レポート検討会で検討された対策案等を医療安全管理委員会へ具申している。
 3. 事故等の収集・分析による組織としての改善策の企画立案及びその実施状況の評価と情報の共有
 - (1) 月別にインジケントアクションレポートを各事象（CV関連・気道関連・ドレーン関連・化学療法関連・医療機器関連・転倒転落関連）ごとに統計・解析し、各種委員会（病院運営会議・診療科長会・診療協議会）・RM会・セミナー等で注意を喚起している。
 - (2) レポート検討会で提案された対策案等を医療安全管理委員会で審議し、さらに検討・対策が必要な事象は、根本原因分析(RCA)・各分野の医療安全対策チーム（CV関連・気道関連・ドレーン関連・化学療法関連・医療機器関連・転倒転落関連・肺血栓塞栓症関連・抗凝固薬服用中止関連）で対策案等を検討している。
 - (3) 上記で検討された対策案等は、各種委員会（病院運営会議・診療科長会・診療協議会）・RM会・セミナー・セイフティボックス等で周知している。また、eラーニングを用いた情報の配信を試行している。
 4. 重大事故発生時の病院管理者への報告及び再発防止策（背景要因・根本原因分析）
 - (1) 重大な事故が発生した場合は、手順に従い、速やかに病院長に報告する。また、インジケントアクションレポートとは別に、詳細な事故報告書を24時間以内に提出させ、病院長へ報告している。
 - (2) 事象に応じて、根本原因分析（RCA）・事故調査委員会・事故検証委員会・外部評価委員会を立ちあげ再発防止策を講ずる。
 5. カルテ監査
診療録等の記載から医療過程においてどのような影響があったか。また、診療録記載以外にも、医療の安全や患者満足度、適正な医療の実施などの評価を隔月で6回/年、カルテ監査として定期開催している。

院内感染対策のための体制の確保に係る措置

① 院内感染対策のための指針の策定状況	(有) ・ 無
<p>・ 指針の主な内容：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 院内感染対策に関する基本的考え方 私たち東海大学医学部附属病院において医療に従事する者は、全ての行為に対して常に適度な緊張感を持ち、危機管理意識を維持し、患者診療における院内感染防止対策のため努力する。 2. 院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本事項 院内感染防止対策委員会は、「医療法施行規則：平成19年4月1日付け改正公布」「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律：いわゆる感染症法」と「医療法」および院内感染対策管理のための施設基準に基づき、東海大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における病院内感染者の取り扱い及び管理に関する事項を定め、病院感染による事故の発生を防止し、合わせて病院内環境の保全を図ることを目的として設置する。すなわち、本委員会の目的は、病院における院内感染の実情を把握し、その発生・蔓延を防止する対策を立案して、医学部長および病院長にその実施を提言することにある。 3. 院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染対策担当者および感染対策チームは、施設全体の職員（委託業者を含め）を対象として、定期的に院内感染防止対策に関する教育、研修を行う。また、新採用職員（途中採用者を含む）において、採用時に随時、院内感染防止対策に関する教育、研修を行う。 (2) 感染対策担当者は、院内感染の増加が疑われる、あるいは確定した場合、介入の手段として、部署（診療単位）や職種を限定して、院内感染防止対策に関する教育、研修を行う。 (3) リンクドクターとリンクナースは連携して、各診療領域における一般医療スタッフに対して感染防止対策上の問題認識向上と啓発指導を図る。 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症の院内における発生を迅速に把握できる方法を確立し、院内感染を未然に防ぐ、または蔓延を防止するために、リアルタイムに対策を立てられるようにする。 (2) 感染症の発生の報告は、主治医および病棟医長・病棟看護責任者から感染症患者発生届け出書にて、院内感染対策室を経由して、病院長に提出される。 (3) 「感染症法」に規定される届け出は、最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出る。 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 院内感染の発生動向の監視（サーベイランス）を実施し、動向の分析に基づき、対策を立案し、改善のための方策を実施する（コンサルテーション）。 (2) 院内感染発生時の対応手順を明確化し、文書として「院内感染マニュアル」に記述し、院内感染発生時には迅速に対応できるようにする。 6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 院内感染対策のための指針（マニュアル）は、全職員が随時参照できるように、病院情報システム用端末の「掲示板」に掲載してある。 また、指針（マニュアル）は、患者が閲覧できるように、病院のホームページにも掲載してある。指針の詳細についての質問があれば、積極的に開示する旨、マニュアルの「序論」に掲載してある。 7. その他の医療機関内における院内感染対策の推進のための必要な基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 院内感染対策の推進のために必要な方策を明確化し、文書として「院内感染マニュアル」に記述し、院内感染発生を未然に防ぐ、また発生時に蔓延を防ぐようにする。 (2) 院内感染対策室（院内感染担当者）では、感染症の発生状況を把握し、発生状況で重要な動向や患者発生については、病院全体で情報を共有化するよう情報提供する。 	
② 院内感染対策のための委員会の開催状況	年12回
<p>・ 活動の主な内容：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委員の構成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本委員会には1名の委員長、副委員長をおく。委員長、副委員長は委員の中より医学部長が指名する。 (2) 委員会は、病院長、副院長、看護部長、検査部門の責任者、薬剤部門の責任者、事務部門の責任者、感染症 	

対策に関し相当の経験を有する医師、看護師等の職員から構成される。

(3) 事務局は、院内感染症対策室に置く。委員長は、月1回程度定期的に定例会議および審議事項が生じた場合に必要に応じて臨時会議を招集し、その議長となる。委員長は各会議の議事録を作成し、会議の内容を医学部長および病院長に報告する。

2. 業務内容：本委員会は以下の必要な業務を行う。

(1) 対象とする疾患を規定する。

(2) 該当する疾患の院内における発生、あるいは新入院を迅速に把握できる届け出の方法を確立し、集計を行う。感染症報告書の作成、改訂を行う。

(3) 病院内の環境整備に関する情報収集、病院感染症発生の監視・疫学調査および情報提供の方法を確立し、必要な予算を立案する。

(4) 病院感染症対策に関する立案、評価を行う。対策方法について院内感染対策のための指針内感染防止対策マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し発行する。

(5) 必要に応じて関連診療科・病棟・部署と対策を協議し、助言することができる。

(6) 入院中の患者からの各種細菌の検出状況や薬剤感受性成績のパターン等が病院の疫学情報として把握、活用されることを目的として、病院内各病棟の微生物学的検査に係る状況等を記した「感染情報レポート」を週1回作成する。

(7) その他病院長の指示する業務、あるいは委員会で必要と認めた業務を行うことができる。

3. 感染対策委員会の開催状況

実施：平成19年4月24日、平成19年5月22日、平成19年6月26日、平成19年7月24日、平成19年8月28日、平成19年9月25日、平成19年10月23日、平成19年11月27日、平成19年12月18日、平成20年1月22日、平成20年2月26日、平成20年3月25日

③ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施状況

年10回

・ 研修の主な内容：

*実施した研修会

1. 第1回医療安全・感染防止セミナー（医療安全の日セミナー）：平成19年4月9日
「北里大学病院の医療安全について」
2. 第2回医療安全・感染防止セミナー：平成19年5月9日
「手術時手洗いと手洗いの今後」、「院内感染サーベイランスの意義と今後の動向」
3. 第3回医療安全・感染防止セミナー：平成19年6月5日
「CVインストラクター制度」
4. 第4回医療安全・感染防止セミナー：平成19年7月4日
「医療法改正と感染対策」「褥瘡回診ご存知ですか」
5. 第5回医療安全・感染防止セミナー：平成19年9月4日
「TDMの現状（伊勢原）について」「胸腔ドレーン管理の基本・原理について」
6. 第6回医療安全・感染防止セミナー：平成19年10月3日
「速乾性手指消毒剤と手荒れについて」「CVインストラクター制度の概要」
7. 第7回医療安全・感染防止セミナー：平成19年11月6日
「HIVの針刺しちゃった！その時どうするのか？」
8. 第8回医療安全・感染防止セミナー：平成20年1月9日
「インフルエンザ対策について」
9. 第9回医療安全・感染防止セミナー：平成20年2月5日
「患者家族に対する手指衛生指導について」
10. 第10回医療安全・感染防止セミナー（看護部合同報告）：平成20年3月4日
「創感染、呼吸器関連、尿路感染、MRSAサーベイランス、血液感染、環境調査、環境教育システム、医材」